

伊是名村患者等通院費支援事業助成金交付要綱

令和7年3月14日
告示第4号

(趣旨)

第1条 村長は、伊是名村の患者等が適切な医療を受ける機会の確保を図るため、島外の医療施設に通院を行う場合における交通費及び宿泊費の支援に要する経費に対し、予算の範囲内において、伊是名村患者等通院費支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付要綱及び事業実施マニュアルに定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象は、伊是名村の住民票を有する者で伊是名村において必要とする医療を受けることが出来ないため、伊是名村から沖縄本島の医療施設（以下「島外医療施設」という。）に通院する別表1に掲げる患者等に対し、通院に係る航路運賃（旅客運賃）、交通費、宿泊費（以下「通院費」という。）の全部又は一部を助成する事業とする。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、基準額は、別表2のとおりとする。

(助成金の算定方法)

第4条 助成金の交付額は、別表2に定める助成対象経費の実支出額と同表に定める基準額を患者等の種別毎に比較して少ない額を交付額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、村長が別に定める事項については、別途、交付額を算定し、前項の交付額に加算することができる。

(交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、伊是名村患者等通院費支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を村長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書兼請求書には、次の事項に掲げる必要書類を添付しなければならない。なお、患者等毎の必要書類は別表3に掲げるものとする。また、原則として2回目以降の申請については、4号から6号までの必要書類を添付するものとする。

(1) 振込先通帳口座の写し

(2) 保険証等の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

(4) 航路運賃（旅客運賃）及び自動車航送運賃の領収書

(5) 宿泊費の支払いが確認できる書類（領収書、振込金受領書等）

(6) 通院先及び通院の内容がわかる書類（領収書、診療明細書等）

3 前項の申請は、別表1に掲げる医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

4 第1項の助成金交付申請の申請上限を次に掲げる事項に定めるものとする。

(1) 精密検査の受診者は、疾患毎に3回までとする。

5 前項の規定において、村長がやむを得ない事情があると認める場合は、上限の回数を超えて申請することができる。

(交付決定及び支給決定)

第6条 村長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、指定口座への振込をもって交付決定並びに支給決定を行うものとする。

(助成金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、当該交付を受けた者から当該助成金の全部又は一部を伊是名村患者等通院費支援事業助成金返還命令通知書（様式第3号）により返還させることができる。

(助成金の経理)

第8条 村長は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の支払日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(事業効果の検証等)

第9条 村長は、毎年度、事業の実施結果に基づいて事業効果の検証を行うこととする。

2 村長は、前項の検証結果を踏まえ、必要に応じて、助成金に係る内容の見直しを行うこととする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 伊是名村特定患者支援事業渡航費等助成要綱（平成30年告示第13号）は、廃止する。

3 伊是名村妊婦健康診査時の渡航費等助成要綱（平成24年告示第8号）は、廃止する。

別表 1

患者等	定義	助成対象となる通院
一般不妊治療を受ける夫婦	一般不妊治療（タイミング法、排卵誘発法、人工授精）を実施した夫婦。	島外医療施設への一般不妊治療を受けるための通院とする。
生殖補助医療を受ける夫婦	生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。なお、主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む。（人工授精は除く）ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上又は保険適用の回数を超えて治療実施した夫婦を除く。	島外医療施設への生殖補助医療を受けるための通院とする。
妊産婦	母子保健法における妊産婦であって、同法に基づき市町村長に妊娠の届出を行い、市町村から母子健康手帳の交付を受けた者	島外医療施設への母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院とする。
がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された者	島外医療施設へのがん治療を受けるための通院とする。
子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。	島外医療施設への子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。
小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者	児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院とする。

指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療施設への指定難病の治療を受けるための通院とする。
特定疾患患者	平成 13 年 3 月 29 日付け健疾発第 22 号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者	沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である島外医療施設への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。
重度障害者（児）	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき沖縄県が交付する身体障害者手帳 1 級または 2 級を保有する者 沖縄県療育手帳制度要綱に基づき沖縄県が交付する療育手帳 A 1 または A 2 を保有する者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき沖縄県が交付する精神障害者保健福祉手帳 1 級を保有する者	島外医療施設への重度障害に係る治療等を受けるための通院とする。
未熟児	母子保健法第 6 条に基づく未熟児であり、伊是名村が給付する養育医療を受ける者	母子保健法に基づく指定養育医療機関である島外医療施設への未熟児の治療を受けるための通院とする。
精密検査の受診者	健康増進法に基づくがん検診の結果で要精密検査となった者 保険者や事業主が任意で実施するがん検診の結果で要精密検査となった者	沖縄県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領に基づく精密検査協力医療機関である島外医療施設へのがん検診に係る精密検査を受けるための通院とする。
二次健診の対象者	伊是名村国保二次健診実施事業の対象者	伊是名村国保二次健診実施事業に基づく契約医療機関である島外医療施設への二次健診を受けるための通院とする。

その他村長が認める者	上記の患者等に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者	
上記の患者等の付添人	上記の患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他患者等を現に監護する者であって、島外医療施設への通院に同行し、支援する者及び村長が認める者。 なお、付添人は、患者等が、未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、市町村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名までを対象とする。	

別表 2

交付対象経費	基準額
被助成者が通院費に要した経費であって、次に掲げる経費 環境税・車輛代を除く航路運賃（旅客運賃）、交通費、宿泊費、意見書代	航路運賃（旅客運賃） 「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃 運天港発片道運賃は、出産待機及び継続的な治療により長期滞在・ヘリ搬送を余儀なくされた場合に限る。 運天港から島外医療施設までの交通費 一律 3,000 円（往復） 宿泊費 1 泊あたり 5,000 円とし、これに助成対象となる通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額 36 週以降の妊婦が沖縄県内の宿泊施設で出産待機のために滞在した場合の宿泊費については、1 泊 4,000 円を限度として、出産前日までの実費助成とする。尚、マンスリーやウィークリー契約滞在の場合には、契約日数から日割計算にて宿泊費を助成する。

別表 3

患者等	必要書類	備考
一般不妊治療を受ける夫婦	医師の意見書（様式第2号）	
生殖補助医療を受ける夫婦	医師の意見書（県様式）	
妊産婦	母子健康手帳の写し 医師の意見書（県様式）※	※付添人を要する場合は医師の意見書が必要
がん患者	がんとわかる書類 例）診断書、医師の意見書（県様式）、診療明細書等	
子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	医師の意見書（県様式）	対象者の確認は事業実施マニュアル参照
小児慢性特定疾病児童等	医師の意見書（県様式） 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	
指定難病患者	医師の意見書（県様式） 特定医療費（指定難病）受給者証の写し	
特定疾患患者	医師の意見書（県様式） 特定疾患医療受給者証の写し	
重度障害者（児）	医師の意見書（様式第2号） 身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し	
未熟児	養育医療給付決定通知書の写し又は養育医療意見書の写し	
精密検査の受診者	健康診査の結果の写し がん検診の結果の写し	
二次健診の対象者	二次健康診断等給付請求書の写し 二次健診結果の写し	
その他村長が認める者	医師の意見書（様式第2号）	
上記の患者等の付添人	付添を必要とする者（患者等）（未成年） 住民票、身分証 （要介護者又は要支援者） 被保険者証又は要介護認定結果通知書の写し （医師が必要と認める者）	※付添人と患者等本人の続柄が確認できるもの（父、母、妻、夫などが記載されているもの） 申請書（様式第1号）の委任事項を記入すること

	医師の意見書 付添人 （親権を行う者） 戸籍の写し※ （配偶者） 住民票又は戸籍の写し※ （扶養義務者） 住民票、戸籍又は伊是名村が発出 する任意の証明書の写し （後見人、補佐人、補助人） 成年後見登記制度に係る登記事項 証明書の写し （現に看護する者） 監護する者及び監護を受ける者両 者の在籍証明書など 村長が認める者 （親族、行政等職員、地域の支援 者） 身分証	で住民票、戸籍等の必要 書類を省略することがで きる。
--	---	--

